

推計方法

以下に、昭和33年度国民所得報告および付録、1、2にかけられた国民所得勘定の各項目について、その推計方法を概説する。はじめに各勘定の構成および推計方法の概要をしめし、つぎに国民総生産と国民総支出にかけてそれぞれの構成項目の推計方法についてややくわしく説明することにする。なお、30~32年度の旧推計を改訂した部分については、それぞれの推計方法のところで指摘してあるが、本項の末尾の「新旧推計対照表」の摘要欄でも改訂理由の要旨をかけさせておいた。

一 概 要

国民所得勘定は国民経済全体を統合した総括勘定と、主要な経済諸主体にかんするいくつかの個別勘定からなっている。総括勘定は国民総支出と国民総生産の勘定であって国民総支出は国民経済の生産物にたいする需要面をあらわし、「個人消費支出」、「国内民間総資本形成」、「経常海外余剰」、「政府の財貨サービス購入」の四つの大項目から構成され、市場価格で評価されている。国民総生産はこの需要にたいする供給面ないしは費用面をあらわし、要素費用で測った「国民所得」と、「間接事業税マイナス補助金」、「資本減耗引当」から構成されている。

個別勘定は、「個人所得とその処分」、「財政收支」、「海外収支」、「総貯蓄と総資本形成」の四つの勘定からなっているが、各勘定を構成する諸項目の計数は国民総支出と国民総生産を推計するさいに導きだされる。

国民所得は分配国民所得と産業別国民所得であらわされるが、産業別国民所得の推計は分配国民所得を産業別に編成がえしてもとめられているので、国民所得の推計方法は分配国民所得についてだけ述べることにする。

(1) 分配国民所得

国民所得は、ある国の居住者の生産活動によって一定期間にあらたに付加された純生産物の価値であるが、分配国民所得という場合は、純生産物の価値（付加価値）をその生産活動に参加した各経済主体ないしは生産諸要素に分配される面においてとられたものである。

(A) 勤 労 所 得

これは賃金俸給所得とその他の被用者報酬とからなる。賃金俸給所得の推計は、まず産業別に「毎月勤労統計調査」（労働省）、「民間給与実態調査」（国税庁）などから1人当たり平均給与を求め、これに見合う労働者数（「国勢調査」、「労働力調査」および「事業所統計調査」（総理府統計局）などから推計）を乗じて求められる。その他の被用者報酬とは、兼業、重役俸給、議員歳費、チップなどである。

(B) 個人業主所得

これは個人が企業の主体となり、家族や被用者を使って企業を運営してえた所得である。その推計は産業別に「農家経済調査」（農林省）、「個人商工業経済調査」（統計局）や生産、物価統計および税務統計などから1業主当たり所得を求め、これに見合う個人業主数（「国勢調査」、「労働力調査」などから推計）を乗じる方法によっている。

（注）(A) (B)とも林業、水産業については、同業主の付加価値から間接的に推計している。

(C) 個人賃貸料所得

田畠小作料、宅地地代家賃、その他にわけて個人の受取るとみられる所得を求める。このうち前2者は、面積単位当たり賃貸料所得にここに計上すべき範囲の面積をかけて推計する。後者の「その他」は個人所有の特許権、著作権などの使用料としてえられる所得であるが、これは「法人企業統計調査」や税務統計などから推計している。

(D) 個人利子所得

貨幣利子と帰属利子とにわけ、いずれも金融機関の損益計算書から、個人の受取る利子、あるいは個人に帰属せしめるべき利子を推計している。

（注）帰属利子とは、金融機関が個人の預金者の預金を管理運営するとい

うサービスを、個人に無償で提供することに見合って発生する所得のことをいうのである。これは金融機関の投資運用収入と支払利子との差額で推計される。

(E) 法 人 所 得

税務統計を基礎にして法人企業の純益を求め、これを法人の所得としている。

(F) 官公事業余剰等

中央および地方財政の決算書から官公事業（国鉄、通信等）の剩余金のほか、政府の受取った純賃貸料および純利子を計上している。

(G) 海外よりの純所得

日銀調のわが国「国際收支表」によって利子、配当等の所得の海外からの受取から海外への支払を差引いて推計している。

(H) 政府および消費者の負債利子

政府および消費者の負債利子は生産に伴う所得とはみなされないから、国際慣行に従つてこれらを一括して最後に控除することにしている。政府の負債利子は、国債および地方債の利子支払総額から企業会計とみなされるものの支払利子を控除して求める。消費者負債利子は、質屋およびその他の金融機関が消費資金を貸付けてえた受取利子を厚生省、警察庁などの調査および日銀の「経済統計月報」などから推計している。

(2) 調 整 項 目

国民総支出は資本減耗にたいする補填投資をふくみ市場価格で測られているが、国民所得は資本減耗部分をふくまず要素費用で測られているので、両者をバランスさせるために、国民総生産の側に調整項目がもうけられている。その内容は、加算項目として間接事業税と資本減耗引当、控除項目として補助金からなっている。

間接事業税と補助金は中央、地方の決算書をもとにして推計し、資本減耗引当は主として「法人企業統計調査」、「農家経済調査」、「個人商工業経済調査」などから推計している。

(3) 国 民 総 支 出

国民総支出は総生産物（純生産物+資本減耗引当）の価値を市場価格で支出面から推計したものである。

(A) 個人消費支出

これは個人や非営利団体の財貨およびサービスに対する支出であって飲食、被服、光

熱、住居、雑費の5項目にわけられている。このうち前3者は、生産、配給統計を基礎（飲食は25年度、光熱は25年度および29暦年、被服は22歴年について）にして推計したものと「農家経済調査」や「都市家計調査」などを利用して延長して求められ、後2者は家計調査などを基礎に算出されている。

(B) 政府の財貨サービス購入

これは中央、地方財政の財貨およびサービスの購入であって、民間企業への補助金、生活困窮者への救済費などの振替支出、既存資産の購入および企業会計の経常費用は含まれない。その推計は、「一般会計、特別会計、政府機関等の決算書」（大蔵省）や「地方財政概要」（自治庁）などを基礎として決算や決算見込の総額から重複と控除項目を控除して行われている。

(C) 国内民間総資本形成

これは国内における個人および民間企業による資本形成額であって、個人住宅建設、生産者耐久施設、在庫品の増加の3項目にわけられている。

個人住宅は「建築動態統計」（建設省）から求められる。生産者耐久施設と在庫品の増加は法人企業と個人企業にわけて推計され、前者は「法人企業統計調査」やその「四半期別統計」（大蔵省）後者は「農家経済調査」、「個人商工業経済調査」（統計局）などから推計される。

(D) 経常海外余剰

これはわが国の諸外国に対する経常諸収支勘定の受払の差額であって「国際收支表」（日銀）から算出される。

二 国 民 総 生 产

(1) 分配国民所得

分配国民所得とは、一国の居住者の一定期間における生産活動によって発生し、経済諸主体または生産諸要素に帰属した現金および現物の所得の総額である。

(A) 勤 劳 所 得

賃金俸給所得とその他の被用者報酬とからなり、前者は常用日雇をとわず被用者の地位にある人々の賃金俸給（重役俸給を除く）所得で、臨時の給与、賞与、現物給与などを含み、後者は重役俸給、社会保険料の雇主負担分、議員歳費、チップなどのほかに、

被用者が兼業として受取る勤労所得などからなる。これらの所得は所得税控除前のものである。

(a) 賃金俸給所得

(i) 農林水産業

(I) 農 業

農業は今次推計にあたって、「30年臨時農業基本調査」「32年度農家経済調査報告」等基礎資料の入手により、30年度～32年度にさかのぼり、農業個人業主所得の改訂をおこなったので、これにともない勤労所得も改訂された。

推計方法はつぎのとおりである。

(i) 30年度

30年度農業個人業主所得を基準として算出した。

全国平均1戸当たり農業所得に対する農業雇用労賃の比率を「30年度農家経済調査報告」（農林省）より求め、この比率を今回推計した30年度農業個人業主所得に乗じて、30年度勤労所得を算出した。

(ii) 31年度、32年度

30年度と同様に31年度、32年度、「農家経済調査報告」より労賃比率を算出し、各年の農業個人業主所得に乗じて勤労所得を算出した。

(iii) 33年度

33年度は「農家経済調査報告」未発表のため、つぎのようにして推計した。

まず33年度「農家経済調査月報」の年度合計から、全国平均1戸当たり雇用労賃支出ならびに同農業所得とを求め、これを32年度、月報合計値に対する年報計数の格差を用ひて、33年度年報計数に調整した。つぎに上によって得た33年度全国平均1戸当たり農業雇用労賃の同農業所得に対する比率を求め、33年度農業個人業主所得に乗じて、33年度勤労所得を算出した。

(II) 林 業

林業は32年度までの計数に改訂はなく、32年度を基準として33年度を延長推計した。上記の延長は「農村物価賃金調査」（農林省）における山林労働賃金と生産量（林野庁）との総合指數によった。

(III) 水 産 業

水産業も32年度までの計数に改訂はなく、32年度を基準として33年度を延長推計した。延長指数は、漁家の雇用労賃（資料の関係から大体農業の傾向に準ずるものとして、農林省調、農業労働賃金を用いた）と「法人企業統計調査」（大蔵省）による水産業法人従業員給与の傾向を算術平均して求めた賃金指数に、「労働力調査」（統計局）の水産業雇用者指数の傾向を乗じて算出した。

(iv) 農林水以外の産業

各産業別常用、日雇別の1人当たり平均賃金にそれぞれの被用者数を乗じて算出した。ただし公務をのぞく各産業ごとに従業者30人以上の事業所と30人未満の事業所別に賃金を求める、被用者数も「事業所統計調査」（統計局）を基礎とし、「労働力調査」（統計局）、「毎月労働統計」（労働省）などによって従業者30人以上と30人未満のものに分割して、それぞれの平均賃金に乘じた。

(I) 1人当たり賃金

(i) 鉱業、建設業、製造業、卸小売業、金融保険不動産業、運輸通信その他の公益事業

常用職員労務者については、従業者30人以上の事業所分は「毎月労働統計甲調査」の1人当たり現金給与額に「給与構成調査（25年）」（労働省）によって現物給与を補った。なお「毎月労働統計甲調査」は33年1月に改正されたので、今次推計においてさかのぼって修正を行った。

30人未満のものについては、32年7月以後「毎月労働統計乙調査」および「臨時調査」を用いて1人当たり賃金を推計した。同年6月以前については、前記調査より同年7～9月における30人未満の1人当賃金の30人以上に対する較差を求め、各年度にさかのぼってこれを「毎月労働統計甲調査」の100人以上に対する30～99人の1人当現金給与額の比率のうごきで調整し、先にえた30人以上の1人当賃金に乗じて計算した。

日雇労務者については、従業者30人以上の事業所分は「毎月労働統計甲調査」より求めた臨時および日雇労務者1人1日当たり平均現金給与額に「労働力調査」を基礎とし、えた1カ月当たり稼働日数を乗じた。ただし建設業の稼働日数は「職業別賃金調査（乙調査）」（労働省）から求めた。

従業者30人未満のものについては、32年7月以降は「毎月労働統計乙調査」より求めた臨時日雇労務者1人1日当たり平均現金給与額を30人未満の1人1日当たりとし、稼

働日数は30人以上と同じのを用いて算出した。同年6月以前は30人未満の30人以上に対する較差を求め、各年度にさかのぼってこれを「毎月労働統計甲調査」の100人以上に対する30～99人の臨時日雇労務者1人1日当たり平均現金給与額の比率のうごきで調整し、先にえた30人以上の1人当賃金に乗じて求めた。

(ii) サービス業

まず駐留軍労務者については、調達庁調の資料によって1人当たり平均賃金を求めた。（なお駐留軍労務者数は、「労働力調査」よりサービス業雇用者中の駐留軍分の割合を求め、この割合を後述の当課推計の雇用者数に乗じて求めた）。その他のサービス業の分については、「民間給与実態調査」（国税庁）から従業者30人以上と30人未満の事業所別に、卸小売業に対するサービス業の賃金較差を求め、(i)で得た卸小売業の常用の賃金に乗じて求め、日雇は(i)でえた卸小売業の従業者30人以上と30人未満のものの1人1日当たり現金給与額に前記の較差を乗じ、さらに「労働力調査」を基礎としてえた1ヶ月当たり稼働日数を乗じてそれぞれの賃金を求めた。

(iii) 公務

人事院、大蔵省および自治庁の資料によって国家および地方公務員の給与をそれぞれ求め、「国勢調査（25年）」によってウエイトをつけて公務平均の賃金を求めた。なお、今次推計より国家公務員中自衛隊の現物給与の推計方法を改め、国民総支出の「個人消費支出」と見合うものとした。

常勤労務者、非常勤職員については、人事院および自治庁調の資料によって別途推計し、公務平均賃金に公務の被用者数を乗じる際にこの人員を差引いた。

(II) 被用者数

「昭和30年国勢調査1%集計結果表」を基礎にし、「労働力調査」の傾向によって延長推計した。

まず、就業者（個人業主および被用者）の総数については、「労働力調査」各月の就業者総数に30年9月「労働力調査」と「30年国勢調査」との就業者総数の格差を乗じて推計した。

つぎに上記の就業者総数を従業上の地位別（個人業主および被用者別のこと）、産業別に以下のようにして2段階の方法により求めた。

第一段階

- (i) 「30年国勢調査」と30年9月の「労働力調査」との個人業主および被用者別の就業者数の格差を求め,
- (ii) 毎月の「労働力調査」の個人業主および被用者別の就業者数に上記の格差をそれぞれ乗じ,
- (iii) (ii) で求めた就業者数を合計し、この合計値に対する個人業主、被用者別、就業者数の構成比を求め,
- (iv) 上記の構成比を就業者総数に乗じて、地位別就業者数を求めた。

第二段階

(v) かくして得た従業上の地位別就業者数を、第一段階と同様の方法により産業別にそれぞれ求めた就業者数の推計結果から、さらに按分して従業上の地位別、産業別就業者数を求めた。

(b) その他の被用者報酬

(i) 兼業

「家計調査」(統計局)より勤労者世帯の世帯主本業収入に対する副業収入の割合を求め、これを農林水以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(ii) その他

(I) 重役俸給

常勤重役1人当たり平均給与に重役数を乗じて求めた。

1人当たり平均給与は先にもとめた各産業別、常用規格別賃金を平均した全規模平均賃金に「法人企業統計年報および季報」(大蔵省)からえた各産業別1人当たり常勤重役給与の格差(常用従業者と常勤重役の平均1人当たり給与に対する常勤重役1人当たり給与の比率)を乗じてもとめた。

常勤重役数も上記資料より推計した。

(II) 社会保険料雇主負担分

各社会保険の保険料収入の収納額をもとめ、これに各雇主負担分の比率を乗じて推計した。なお今次推計より、共済組合のうちに国鉄、専売、電信電話の三公社分を加えた。

(III) チップ

昭和25年における卸小売業、サービス業の賃金俸給所得に対するチップの比率

をそれぞれの賃金俸給所得に乗じて推計した。

(IV) 才費

国会議員については「才入歳出決算書」および衆、参両院会計課に照会し、地方議員については「地方財政統計年報」(自治庁)により、33年度は財政計画を基とした推計によった。

(B) 個人業主所得

この所得は個人が企業の主体となり家族や被用者の労働を使って企業を運営して得た所得であるがその実質は企業としての利潤と企業主およびその家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。

(a) 農林水産業

(i) 農業

今次推計に当つて「30年臨時農業基本調査」、「32年度農家経済調査報告」等基礎資料の入手により、30年度～32年度にさかのぼり、農業個人業主所得の改訂をおこなった。その推計方法はつぎのとおりである。

(I) 30年度

「30年度農家経済調査報告」(農林省)より、地域別階層別に1戸当たり平均農業所得を求め、これに見合う農家戸数を「30年臨時農業基本調査」より求めて、それぞれに乘じ集計して全国合計総農業所得を算出し、さらにこれより経費的租税公課を控除して30年度農業個人業主所得を算出した。

(II) 31年度

30年度を基準として、「農家経済調査報告」の全国平均1戸当たり農業所得(経費的租税公課控除)の傾向により、31年度分を延長推計した。

(III) 32年度

「32年度農家経済調査報告」の全国平均1戸当たり農業所得(経費的租税公課控除)に、「32年緊急畜産センサス」(農林省)よりもとめた総農家数を乗じた。

(IV) 33年度

33年度は「農家経済調査報告」未発表のため、つぎのように推計をおこなった。

32年度を基準として、農林省調の「純農業生産指数」、「農業生産物価格指数」、「農業生産所得率」の総合指数の傾向により、33年度分を延長推計した。

(a) 林業

林業は32年度までの計数に改訂ではなく、32年度を基準として33年度を延長推計した。延長指数は、素材、木炭、薪それぞれの生産量指數（林野庁資料）と「卸売物価指數」（日銀）とを総合したものによった。

(b) 水産業

水産業も32年度までの計数に改訂ではなく、32年度を基準として33年度を延長推計した。

延長指数は、「海面漁業漁獲統計調査」（農林省）の海面漁獲量指數と「市場年報」「市場月報」〔水産物篇〕（東京都中央卸売市場）の魚価指數とを総合したものによった。

(b) 農林水以外の産業

各産業ごとに個人業主数に1人当たり平均所得を乗じて算出した。個人業主数は、農林水以外の各産業の勤労所得の推計における被用者数の推計と同様の方法で求めた。

製造業、および卸小売業の1人当たり所得は、まず、総理府統計局調「個人商工業經濟調査」の従業員規模別1人当たり所得を「労働力調査」から求めた従業員規模別業主数によって加重平均して全規模1人当たり平均所得を算出し（この際短時間就業者について所要の調整を加えた）、次に、「個人商工業經濟調査」による所得は減価償却費を控除していないので、「法人企業統計年報」による資本金200万円未満の法人の売上高に対する減価償却費の比率を利用して求めた減価償却費を控除し、さらに、「個人商工業經濟調査」の結果は都市のみを代表しているので国税庁「所得種類別表」による全国1人当たり所得と「個人商工業經濟調査」の対象である都市のそれとの較差を用いて調整し、1人当たり平均所得を算出した。

鉱業、建設業、金融不動産業、運輸通信その他の公益事業およびサービス業の1人当たり所得は、国税庁「所得種類別表」により各産業の1人当たり所得の製造業、卸小売業、の1人当たり所得に対する比率を求め、これを製造業、卸小売業の1人当たり所得に乗じて算出した。

以上の推計方法は從来毎年行ってきた方法とおおむね同じであるが、從来は歴年についてまず推計を行い1～3月期分を調整して年度の値を推計していたのに対し、今年度は直接年度の推計を行ったこと、製造業および卸小売業1人当たり所得の従業者規模別業主数による加重平均および減価償却費控除の方法の細部の点を一部変更したので、

昭和30年にさかのぼって計数に改定をみた。

4半期分割は、上記により求めた年度の所得額をそれぞれ次に掲げる指標により分割して行った。

(i) 製造業および卸小売業「個人商工業經濟調査」の各4半期別売上高にもとづいて求めた系列に各4半期別の業主数を乗じたもの

(ii) 鉱業 経済企画庁調「産業活動指數（鉱業）」に日銀「東京卸売物価指數」中関係品目の指數を乗じた指數

(iv) 建設業 建設省調「建築動態統計」中「木造工事着工予定額」

(v) 運輸通信その他の公益事業 運輸省調「自動車貨物輸送量」

(vi) 金融不動産業 個人利子所得中の帰属利子

(vii) サービス業 総理府統計局調「家計調査」の雜費

(c) 内職

統計局調「家計調査」より勤労者世帯主の本業収入に対する内職収入の割合を求め、これを農林水産業以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(C) 個人賃貸料所得

この所得は個人が所有する不動産（有形、無形固定資産）の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を業とする個人業主の所得は不動産業として個人業主所得に含まれるから、本項からは除外してある。

また、自己の消費用に使用する不動産の地代家賃は本項に計上してあるが、営業用に使用している不動産の地代家賃は個人業主所得の一部を構成するから本項には含まれない。

個人賃貸料所得は、田畠小作料、宅地地代および家賃のほかに個人が所有する特許権、著作権などにもとづく所得から構成されている。なお本項の所得は賃貸料の総額から、減価償却費、修繕費、固定資産税などの費用を控除した総額である。

(a) 田畠小作料

勧銀調33年3月「田畠別反当り小作料」から反当り平均固定資産税を控除したものに、それぞれ田畠別小作地面積（農林省調「24年農地センサス」の計数を基礎として、農林省調「農地問題に関する統計資料」などから、その後の小作地増減を調整した。）を乗じて推計した。なお、田小作料については年末および年始、畠小作料については年央、

年末、年始に分割計上した。

(b) 宅地地代および家賃は家賃一本にまとめて算出してある。

以下宅地地代および家賃を単に家賃とよぶ。29暦年平均月額の計数を統計局家賃地代指数ののびによって求めた。なお29年の計数については次のようにして推計した。

(i) 総家賃

総家賃は、坪当り家賃に住宅面積を乗じて算出した。

(I) 坪当り家賃

統計局調28年「住宅統計調査」などをもとにして算出した28年7～9月坪当り家賃合計額を、総理府統計局調の家賃指数の傾向によって延長推計した。

なお詳細は「昭和28年度国民所得報告」を参照されたい。

(II) 住宅面積

33年についての自治庁調「家屋総床面積」に「昭和25年度家屋税表」(大蔵省)「住宅統計調査」「事業所統計調査」などを参考にして法人所有分および個人自己所有営業用分を求め、それを控除して推計した。

なお今回の推計から、「昭和30年住宅事情調査結果報告」(建設省調)等を参考して公営住宅分、給与住宅分を除外した。

(iv) 純家賃

先に求めた総家賃には、純生産物以外の諸経費が入っている。従って総家賃から諸経費(修繕料、火災保険料および管理費と評価減価償却費並びに固定資産税)を控除した純所得を推計しなければならない。諸経費控除の純所得は、資料の関係、経費の性質上これを三段階に分類して推計した。

まず(1)建設省調「昭和28年度家賃実態調査結果抄報」より実際家賃から坪当り総平均の修繕料、火災保険料および管理費の合計額を差引いた額の実際家賃に対する比率を、さきに求めた総家賃に乗じてこれらを経費を除いたが、これにはその他の諸経費(評価減価償却費、並びに固定資産税)が入っている。(2)そこで次に同調査から、純平均減価償却費の実際家賃に対する割合を、総家賃に乗じて求めた評価減価償却費を更に控除し、(3)最後に自治庁調の家屋および宅地坪当り平均決定価格に固定資産税の税率を乗じて算出した坪当り平均税額に住宅面積および宅地の面積を乗じて求めた夫々の固定資産税の合計額を控除して純家賃所得を求めた。

[なお固定資産税推計の際の家屋床面積は、(b), (i), (II) によったが、宅地面積については自治庁調「土地家屋調査」から総宅地面積をとり、これから、農、漁家分を推計控除してその他の面積を算定し、次にその面積から、建設省調「宅地調査」等を参考にして法人所有分および個人所有自己使用営業用分を控除し、さらに、これに「30年農家経済調査」と「25年世界農業センサス」を利用して推計した農家所有消費用宅地と「29年農業センサス」による漁家(専業および賃労働兼業漁家)戸数に漁家1戸当り宅地面積(農家の消費用と同一とみなした)を乗じて求めた漁家宅地とを加えて推計した。]

(c) その他

個人が所有する特許権、著作権、借地権、鉱業権、電話加入権、営業権などの無体財産権の使用料としてえた所得である。

大蔵省調32年33年「法人企業統計年報」により、無形固定資産額と付加価値の割合などを参考にして、国民所得総額より国内無形固定資産総額を推計し、これから法人所有の国内無形固定資産額を32年および33年について求め、その傾向を32年の計数で乗じて求めた。

(D) 個人利子所得

個人が政府と民間企業とから受取る貨幣利子および帰属利子からなる。ただし政府からの利子は公債利子のうち個人に支払われたもののみである。

帰属利子とは、個人の預金者がその預金の管理運用に伴って無償で金融機関から受取ったとみなされるサービスに見合う利子部分と、生命保険会社によって個人の勘定として留保された余裕金の投資運用からの投資収入とからなる。なお個人の受取る政府の公債利子は本項に計上してあるが、これは控除項目として政府と個人の消費者負債利子を計上することとしているためである。

(a) 貨幣利子

銀行、相互銀行などの各種金融機関の損益計算書から、預貯金の支払利息を求め、これから個人法人別預貯金残高などを基礎として、個人分の預金利子を推計した。また有価証券利息として、国債、事業債利子の個人分を計上してある。

(b) 帰属利子

(i) 一般金融機関

一般金融機関の証券投資収入および貸付利子収入から、預金、債券、借用金などに対

する利息および日銀からの借用金利鞘を控除したものに、個人、法人別預貯金残高などをもとに求めた個人分の比率を乗じて、個人分の帰属利子を推計した。

(iv) その他の

大蔵省銀行局保険課の資料により、生命保険会社の損益計算書より投資収入を求め、これから支払利息を差引いた残額を個人分の帰属利子として推計した。

なお今回の推計から、既往年にさかのぼって、労働金庫分をその損益計算書により貨幣利子、帰属利子の両方に追加した。

(E) 法人所得

法人所得とは、内国法人たると外国法人たるとを問わず、法人格を有する企業が一定期間中に、国内において稼得した利潤である。

この推計は、主として国税庁で集計された法人税関係資料に基いて行われる。各法人はその事業年度の終了後2カ月以内に法人税申告書を提出しなければならないが、この申告書記載の計数が推計の出発点を与える。もし申告に誤りがないならば、次の式によつてます、税法の規定に沿つた所得を得ることができる。

「申告所得額 - 申告欠損額 + 当期損金算入繰越欠損額」しかし、申告に対しては、税務当局によつて調査が行われ、その結果、所得金額が修正（更正または決定）されるので、このような税務調査による修正を推計に導入するために税務処理実績が用いられる。すなわち更正決定による所得の増差率及び欠損の減差率を求め、これをそれぞれ上記の計数に適用して税務修正後の所得および欠損を得、これによつて第一次的に税法の諸規定に沿つた法人所得を得るのである。この計算に当つては、普通法人、特別法人の別、資本金1,000万円以上1,000万円未満の別ごとに区分して行われる。

次に、このような形でとらえた法人所得を、国民所得の概念に合致するよう調整することが必要である。第一の措置は、価格変動準備金、貸倒準備金、退職給与引当金等、諸準備金、引当金の当期中における繰入額及び取崩額の調整である。すなわち、当期中における繰入、取崩額の差額（純増分）は利益の留保と考えて加算する。また、輸出所得や特別法人の留保金等についての免税措置によって税務の計数から除かれているものについては加算される。これらのデータは国税庁部内資料より求められる。第二に日本銀行の国庫納付金についての調整がある。これは日銀の利潤であるが、日銀法の規定によつて税務上の利益には算入されていないので、加算を要する。第三に法人税法上課税

対象とならない外国法人等の所得である。これは分配国民所得系列における海外からの純所得の項目に見合つて、法人所得を国内法人所得として調整する必要から行うものである。たとえば利子、配当、特許権使用料、賃貸料等の所得があるが、これらは国際収支統計より法人分を推計して調整されている。

以上のような調整を加えた合計額が法人所得として計上される額である。

なお、各法人の事業年度はそれぞれ各法人が個々に定めたものであり、その始期及び終期は一定ではない。

現行の推計は、その推計年度中に終了した各法人事業年度の、その事業年度分の所得の集計であり、これをもつて推計期間中の発生所得と置きかえているものである。これについての調整が望ましいけれども、いまのところこの調整の方途はなく、諸外国においても、この点については同様の事情にある。

四半期別所得については年度所得を「法人企業統計季報」の営業利益の動向等に基いて接分している。

法人所得の処分については「法人税」「個人配当」及び「法人留保」の三項目に区分される。「法人税」の項目には、国税たる法人税だけでなく、法人負担のいわゆる住民税が含まれさらにその他の税外負担、公課も含まれている。これらはそれぞれ収納額によつている。「個人配当」の項目は、配当（法人に対するものを除く）と益金処分役員賞与からなる。配当額は税務当局の源泉徴収記録に基づく支払額を基礎とし、個人の株式所有割合を乗じて推計する。賞与額も源泉徴収記録に基づくものである。なお法人に対する支払配当を除くのは、法人所得計算において既に法人の受取配当が除かれているからである。法人所得より「法人税」「個人配当」を控除した残余をもつて「法人留保」とみなしている。

なお、「個人配当」及び「法人留保」の四半期別計数には今回、既往年に遡つて改訂を加えた。個人配当の四半期別分割は従来、東証上場会社決算月別配当金の動向により単純に年度額を接分していたが今次推計では配当確定の時期に合致するよう、かつ支払の時期にも概ね妥当するよう同上決算月別計数を2カ月ずつずらして適用することとした。この結果、3月、9月決算会社の配当が4~6月期、10~12月期に含まれるようになり、現実の配当確定及び支払の状況に合致し、ひいては法人留保もよりよく現実の動きに沿うように改つた。